

プレスリリース

平成28年7月15日
福島県農林水産部
(水産課)

農林水産物(水産物)に係る出荷制限措置解除について

本日、国の原子力災害対策本部長から福島県知事に対し、福島県沖で漁獲されたサブロウ、ナガヅカ、ホシガレイ、マゴチ、マツカワについて、出荷制限を解除する内容の指示がありましたのでお知らせします(詳細は下記及び別添資料のとおり)。

これにより、本県沖で漁獲される海産魚介類のうち出荷制限指示がなされているのは、21種となりました。

記

サブロウ、ナガヅカ、ホシガレイ、マゴチ、マツカワの出荷制限指示解除
概要1~5ページ、指示書6~9ページ

(お問い合わせ先)
福島県農林水産部水産課
主幹 斎藤 健
電話 024-521-7375
内線 3262

さぶろう、ながづか、ほしがれい、まごち、まつかわの 出荷制限指示解除について

1 さぶろう

(1) 出荷制限指示

- ア 出荷制限指示日：平成24年6月22日付け
- イ 制限指示範囲：福島県海域

(2) 解除申請内容

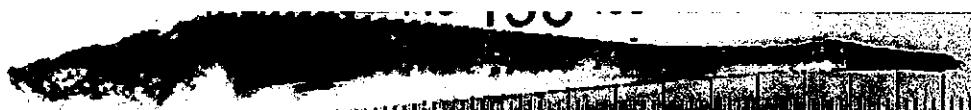
- ア 解除申請日：平成28年7月15日付け
- イ 解除海域：福島県海域
- ウ 検体数：57検体
(平成25年1月8日から平成28年5月10日に採取)
- エ 放射性セシウムの平均値：11.6Bq/kg

(3) 出荷制限指示の解除日：平成28年7月15日付け

(4) 生態

千葉県以北の太平洋岸の水深100～300mの砂泥地に生息する。

産卵期（3～5月）になると水深30m以浅に接岸する季節的な深浅移動がみられる。



さぶろう

(5) 震災前の水揚げ（平成18～22年の5カ年平均）

- ア 漁獲量： 1トン（0.2トン～1.4トン）
- イ 漁獲金額： 0.04百万円（0.01百万円～0.05百万円）

(6) 漁獲・利用

主に小型底びき網漁業で2～4月に多く漁獲される。

平成20年以降、漁獲量が減少しており、県調査における本県沖の分布密度も近年著しく低くなっている。

干物、焼き物として食用にされる。

2 ながづか

(1) 出荷制限指示

- ア 出荷制限指示日：平成24年7月12日付け
- イ 制限指示範囲：福島県海域

(2) 解除申請内容

- ア 解除申請日：平成28年7月15日付け
- イ 解除海域：福島県海域
- ウ 検体数：63検体
(平成25年6月6日から平成28年6月5日に採取)
- エ 放射性セシウムの平均値：8.6Bq/kg

(3) 出荷制限指示の解除日：平成28年7月15日付け

(4) 生態

千葉県以北の太平洋岸、島根県以北の日本海、オホーツク海に分布する。産卵期以外は水深150～300mの砂泥底に生息しているが、産卵期（3～5月）には水深100m程度の岩礁域に移動する季節的な深浅移動がみられる。



ながづか

(5) 震災前の水揚げ（平成18～22年の5カ年平均）

- ア 漁獲量： 1トン（0.5トン～1.6トン）
- イ 漁獲金額： 0.04百万円（0.02百万円～0.05百万円）

(6) 漁獲・利用

3～6月に底びき網漁業で漁獲されるが、年間漁獲量は平均1.1トンと少ない。

県調査における本県沖の分布密度は、平成24年以降低く推移している。

練り製品の材料、煮付け、揚げ物として食用にされる。ただし、卵巢にはジオグネリンという毒性分が含まれる。

3 ほしがれい

(1) 出荷制限指示

- ア 出荷制限指示日：平成24年6月22日付け
- イ 制限指示範囲：福島県海域

(2) 解除申請内容

- ア 解除申請日：平成28年7月15日付け
- イ 解除海域：福島県海域
- ウ 検体数：120検体
(平成24年7月10日から平成28年5月30日に採取)
- エ 放射性セシウムの平均値：9.8Bq/kg

(3) 出荷制限指示の解除日：平成28年7月15日付け

(4) 生態

日本沿岸のほぼ全域に分布している。

太平洋北部海域では水深0～200mの砂泥域に分布し、幼魚は沿岸干潟域で成長する。夏季は沿岸に分布し、冬季（産卵期）は沖合に移動する。



ほしがれい

(5) 震災前の水揚げ（平成18～22年の5カ年平均）

- ア 漁獲量：3トン（3～4トン）
- イ 漁獲金額：9百万円（7～11百万円）

(6) 漁獲・利用

主に夏季にさし網漁業、冬季は底びき網漁業で漁獲される。福島県では、漁獲量の6～7割が相馬原釜に水揚げされる。

活魚、鮮魚で流通され、食べ方は主に刺身。本県に水揚げされるほしがれいは2～3歳、全長30～50cmが主体で、全長40cmを超えると極めて高価でキロ当たり1万円を超える価格もつく。

平成23年1月から、本県漁業者は全長30cm未満のほしがれいについて漁獲の自主規制を行っている。

ほしがれいは本県においては、新たな栽培漁業対象種として期待されており、種苗生産及び放流技術について県による試験研究が継続されている。

4 まごち

(1) 出荷制限指示

- ア 出荷制限指示日：平成24年6月22日付け
- イ 制限指示範囲：福島県海域

(2) 解除申請内容

- ア 解除申請日：平成28年7月15日付け
- イ 解除海域：福島県海域
- ウ 検体数：106検体
(平成25年5月23日から平成28年6月6日に採取)
- エ 放射性セシウムの平均値：18.4Bq/kg

(3) 出荷制限指示の解除日：平成28年7月15日付け

(4) 生態

青森県以南の太平洋岸から東シナ海に分布する。
周年、水深30m以浅の浅海域の砂泥底に生息し、深浅移動はみられない。



まごち

(5) 震災前の水揚げ（平成18～22年の5カ年平均）

- ア 漁獲量： 17トン（9トン～29トン）
- イ 漁獲金額： 5.5百万円（3.7百万円～9.3百万円）

(6) 漁獲・利用

固定式さし網で7、8月に多く漁獲される。
刺身、煮付けとして食用にされる。

5 まつかわ

(1) 出荷制限指示

- ア 出荷制限指示日：平成24年7月12日付け
- イ 制限指示範囲：福島県海域

(2) 解除申請内容

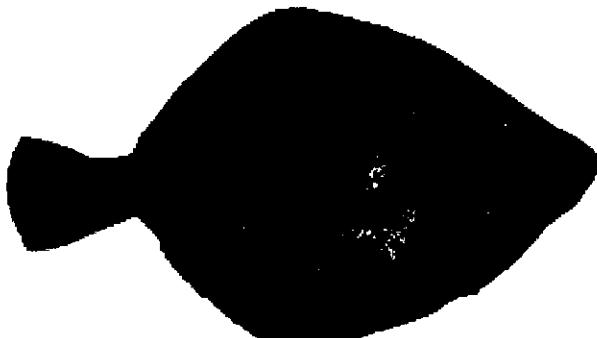
- ア 解除申請日：平成28年7月15日付け
- イ 解除海域：福島県海域
- ウ 検体数：63検体
(平成24年8月8日から平成28年6月7日に採取)
- エ 放射性セシウムの平均値：8.5Bq/kg

(3) 出荷制限指示の解除日：平成28年7月15日付け

(4) 生態

本州中部以北から千島列島に分布している。

4～10月は主に北海道の太平洋沿岸に分布し、11～12月になり成熟が進行すると、分布域は東北海域へと広がり、1月には北海道沿岸から青森～茨城県沖へ移動する。3月頃、茨城県沖で産卵する。



まつかわ

(5) 震災前の水揚げ（平成22年の水揚）

- ア 漁獲量：19トン
- イ 漁獲金額：27百万円

(6) 漁獲・利用

福島県では、2月、3月を中心に産卵のため太平洋の日本沿岸北部より南下移動した親魚が主に底びき網漁業で漁獲されている。

鮮魚で流通され、食べ方は主に刺身。

解除後

写

指示

平成28年7月15日

福島県知事
内堀 雅雄 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成28年6月24日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
3. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村において

—中略—

塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村及び葛尾村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3 4. 福島県葛尾村において産出されたふきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3 5. 福島県桑折町、楢葉町及び天栄村において産出されたふき（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3 6. 福島県福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町及び葛尾村において産出されたふきのとう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3 7. 福島県伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村及び葛尾村において産出されたわらびについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3 8. 福島県福島市、二本松市、喜多方市及び広野町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

○ 3 9. 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたあいなめ、あかしたびらめ、いかなご（稚魚を除く。）、いしがれい、うすめばる、うみたなご、えぞいそあいなめ、かさご、きつねめばる、くろうしのした、くろそい、くろだい、こもんかすべ、さくらます、しろめばる、すずき、ぬまがれい、ばばがれい、まこがれい、むらそい及びびのすがいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

4 0. 真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたあゆ（養殖によ

解除前

写

指 示

平成 28 年 6 月 24 日

福島県知事
内堀 雅雄 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 28 年 6 月 9 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 福島県南相馬市（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県南相馬市（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
3. 福島県南相馬市（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し

—中略—

村及び葛尾村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3.4. 福島県葛尾村において産出されたふきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3.5. 福島県桑折町、楓葉町及び天栄村において産出されたふき（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3.6. 福島県福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楓葉町及び葛尾村において産出されたふきのとう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3.7. 福島県伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楓葉町、鮫川村及び葛尾村において産出されたわらびについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

3.8. 福島県福島市、二本松市、喜多方市及び広野町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

○ 3.9. 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたあいなめ、あかしたびらめ、いかなご（稚魚を除く。）、いしがれい、うすめばる、うみたなご、えぞいそあいなめ、かさご、きつねめばる、くろうしのした、くろそい、くろだい、こもんかすべ、さくらます、さぶろう、しろめばる、すずき、ながづか、ぬまがれい、ばばがれい、ほしがれい、まこがれい、まごち、まつかわ、むらそい及びびのすがいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

4.0. 真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたあゆ（養殖によ

海産魚介類に関する出荷制限等の措置一覧

(平成28年7月15日現在)

1. 国から出荷制限の指示がなされている海産魚介類

制限区域等	適用月日	品目	
福島県沖 ^{*1} で漁獲された右に挙げる品目	平成24年6月22日	1 アイナメ 2 アカシタビラメ 3 イカナゴ(稚魚を除く) 4 イシガレイ 5 ウスメバル 6 ウミタナゴ 7 エゾイソアイナメ (ドンコ) 8 キツネメバル 9 クロウシノシタ 10 クロソイ	11 クロダイ 12 コモンカスペ 13 サクラマス 14 シロメバル 15 スズキ 16 ヌマガレイ 17 ババガレイ 18 マコガレイ 19 ムラソイ 20 ピノスガイ
	平成25年8月8日	21 カサゴ	

2. 国から摂取及び出荷制限指示が解除された海産魚介類

解除月日	品目	備考
平成24年6月22日	イカナゴの稚魚 (コウナゴ)	平成23年4月20日付けで摂取及び出荷制限指示があったもの。
平成25年10月9日	アカガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成25年12月17日	スケトウダラ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成26年4月16日	マガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成26年5月28日	ユメカサゴ	平成26年3月25日付けで出荷制限指示があったもの。
平成26年7月9日	ホウボウ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	キタムラサキウニ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	サヨリ	平成25年2月14日付けで出荷制限指示があったもの。
平成26年10月15日	ショウサイフグ	平成24年8月23日付けで出荷制限指示があったもの。
平成27年1月14日	マダラ (部分解除※1)	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。 ※解除海域:最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線に囲まれた海域
平成27年2月18日	ホシザメ	平成24年7月26日付けで出荷制限指示があったもの。
平成27年2月24日	マダラ (部分解除※2)	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。 ※解除海域:最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ムシガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成27年4月2日	ニベ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	メイタガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成27年6月30日	ケムシカジカ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成27年12月3日	ヒガンフグ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成28年6月9日	ヒラメ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	マアナゴ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成28年7月15日	サブロウ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	ナガヅカ	平成24年7月12日付けで出荷制限指示があったもの。
	ホシガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	マゴチ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	マツカワ	平成24年7月12日付けで出荷制限指示があったもの。

※1、2の部分解除により、マダラの福島県海域の出荷制限は全て解除されました。